

第4章 山口県知的財産戦略の具体的施策

本章では、前章において整理した戦略の基本的方向性に沿って、具体的施策を定めていくこととする。

I 知的創造サイクル（創造・保護・活用）の円滑な循環による県内産業の競争力強化

I 知的創造サイクル（創造・保護・活用）の円滑な循環による県内産業の競争力強化



(1) 知財意識の啓発・知財マインド向上

知的創造サイクルの円滑な循環のためには、知的創造活動に携わる人材の存在が必要になってくる。特に、企業においては知的財産戦略を経営戦略の一環として位置付けた上で、経営戦略と一体化した知的創造活動を展開することが必須となっている。こうした技術経営（MOT）戦略思考は、大企業のみならず中小企業においても今後ますます必要性が高まっていくと考えられる。こうした技術経営戦略思考ができる中小企業群が集積し、地域イノベーション（注）が自立的に発生することを狙う。

また、知的財産推進計画にもあるように、長期的視点に立って、次代の知的創造サイクルを担う人材に対して、適切な知財教育・知的人材育成を実施していくことが必要である。

さらに、知財意識の啓発・知財マインド向上のための取組に当たり、知財関連機関との連携を強化し、質の高い知財セミナー等を実施していくことを目指す。

育成者権に代表される農林水産関連の知的財産の重要性が高まっていることから、情報の集積・発信、相談体制の整備を進めるとともに、知財マインドの醸成に努める。

(1) 知財意識の啓発・知財マインド向上

①知財関連機関との連携を図り、質の高い知財セミナーを実施

②知財教育、知的人材育成の支援

③県内中小企業における技術経営(MOT)マインドの醸成

（注）地域内での産学公連携によるイノベーション（地域イノベーション）に限らず、広域的な産学公連携によるイノベーション（地域発イノベーション）を含む。

① 知財関連機関との連携を図り、質の高い知財セミナーを実施

中小企業経営者にとって、知財が身近な問題であり、経営に直結した中小企業のビジネスになり得るものであることを認識させるため、中国地域知的財産戦略本部（事務局：中国経済産業局）、山口大学知財本部、（社）発明協会山口県支部、ジェトロ山口貿易情報センター、地域商工会議所・商工会等と効果的に連携しながら、中小企業経営者のニーズに繋がるテーマを取り上げるなどの工夫を取り入れる。

農林水産業従事者にとっても、商品の高付加価値化のためには商標権等の知財に関する意識を持つことが重要になっている。また、植物新品種の保護強化が近年の課題となっていることを受け、種苗法（育成者権）に関する相談体制を整備するとともに、知識の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。こうしたニーズに対応するため、関係団体（JAなど）との連携を図り、効果的な知財セミナー等を実施していく。

公設試験機関研究者の知財マインド向上を図る。

関係機関との適切な連携の下に、著作権に関する意識啓発を推進する。

- 中小企業経営者向けセミナー
- 農林水産業従事者向けセミナー
- 著作権に関するセミナー

② 知財教育、知的人材育成の支援

平成20年3月に告示された学習指導要領の解説において、知的財産教育の必要性が明確化されたことを踏まえ、初等・中等教育段階での知財教育を、中国経済産業局・日本弁理士会と連携しながら効果的に実施し、知財に対する興味をもたせる。また、（社）発明協会山口県支部が実施する少年少女発明クラブの活動支援を通じて、将来の我が国のもの作りを担う少年少女の創造性を育むとともに、知的財産に関する意識を高めるための地域活動を支援する。

高等学校、高等専門学校における知財教育を、中国経済産業局・日本弁理士会と連携しながら効果的に実施し、知財マインドを備えた産業人材育成を支援するとともに、山口大学が推進する理工学系学生向け知的財産教育プログラムを支援していく。

西日本唯一のMOT（技術経営）専門職大学院である山口大学大学院技術経営研究科の活用により、地域に技術経営戦略思考ができる中小企業群が集積し、地域イノベーションが自立的に発生する環境づくりを推進するとともに、地域中小企業と山口大学MOTとの連携を深め、地域から山口大学MOTに進学する人材が増えるような環境づくりを進める。

- 小中学校における知財教育による、幼少期からの知財に関する興味の喚起
- 高等学校、高等専門学校、大学等における積極的な知財教育の推進による知財マインドを備えた産業人材育成
- 山口大学MOT等の活用による企業内知財人材の育成

③ 県内中小企業における技術経営（MOT）マインドの醸成

県内中小企業経営者に技術経営の重要性を認識させるため、中国経済産業局が主催する技術経営セミナーを後援する。

平成20年度に発足したやまぐちブランド技術研究会において技術経営セミナー等を実施する。
(社)山口県技術交流協会において、技術経営セミナー等を実施する。

○ 中小企業経営者向け技術経営セミナーの実施

(2) 知財インフラの整備と強固化

県内における知的創造サイクルが円滑に循環するためには、知的財産の創造・保護・活用の各場面におけるインフラ整備が必要となってくる。

西日本でもトップクラスの充実度を誇る山口大学の知財インフラ（知財本部、TLO、MOT）と県内中小企業との間で戦略的互惠関係が築かれることにより、知財分野での産学連携が深化し、地域イノベーションが発生する素地が築かれることになることから、山口大学の知財インフラとの戦略的連携の構築を支援していく。同時に中国経済産業局、(財)やまぐち産業振興財団、商工会議所・商工会等の関連機関との連携をさらに強固なものとする。

内容が多岐にわたる知財相談について、初期段階で適切に対応するためには、企業知財部門OB等の知財人材の活用が有効と考えられるため、日本知的財産協会等と連携して人材確保に努める。

また、現在、山口県には知財専門人材である弁理士事務所が2カ所しかないため、日本弁理士会と包括支援協定を締結し、専門分野毎の弁理士派遣等を要請し、各種知財ニーズに対応する。

(2) 知財インフラの整備と強固化

① 知財関連機関との戦略的連携強化

② 全国的組織との連携強化による知財人材の確保

① 知財関連機関との戦略的連携強化

西日本でも有数の知財インフラが山口大学に集積しているという本県の強みを活かして、知財分野における産学公連携の更なる深化を図る。

中国地域知的財産戦略本部（事務局：中国経済産業局）(財)やまぐち産業振興財団、及び(社)発明協会山口県支部、ジェトロ山口貿易情報センター、県内商工会議所・商工会との知財分野での効果的な連携を図る。

- 山口大学との知財分野における連携
- 知財関連機関との効果的な連携

② 全国的組織との連携強化による知財人材の確保

日本知的財産協会との連携を図り、企業知財人材OBの活用を検討する。

知財専門人材である弁理士数が少ないという現状を踏まえ、日本弁理士会との包括支援協定を締結し、各分野を専門とする弁理士の派遣を受け、知財に関する各種ニーズに対応する。

- 日本知的財産協会との連携による企業知財人材OBの活用検討
- 日本弁理士会との包括支援協定締結による各種知財ニーズへの対応

(3) 産業財産権の戦略的創造・保護・活用

少子高齢化・人口減少が進展する厳しい現状の中で、本県産業・地域産業の競争力を維持していくためには、地域イノベーションが自立的・持続的に発生する社会的な仕組みが必要になる。

本県において、地域イノベーション（地域発イノベーションを含む）が絶え間なく発生し、地域経済の活性化が図られるためには、知的財産の創造、保護、活用の各場面において、関係機関が適切な連携を保ちながら、戦略的に行動することが不可欠である。

知的創造サイクルの原点は優れた知的財産が創造されることにある。優れた知的財産が創造されるためには、研究活動における産学公の密接な連携とともに、研究関係機関の研究活動の戦略化が必要となる。

さらに、創造された知財を適切に保護していくことが重要である。特に、現在の情報化社会においては、技術流出や模倣といったリスクが増大しており、知財保護の重要性は格段に高まっている。創造された発明を保護するには、特許出願を行い権利化する選択肢のみならず、ノウハウ秘匿といった選択肢もあることは意外に知られていない。発明の性格等に合わせた、知財保護の最適解を地域企業が出せるために関係機関が支援していく必要がある。また知財の権利化についても、出願費用等の面で地域企業に過大な負担が生じることも考えられる。特許出願の支援については、県の産業振興施策の方向性と軌を一にして検討していく。なお、近年のアジア諸国による模倣品・類似品の横行についても対策を検討していく。

また、保護された知財についても、戦略的に活用してこそ初めて価値が生じることを忘れてはいけない。大学や企業の未利用特許のライセンス活動が活性化することで、新事業の展開に繋がることが期待されることから、これらの活動の活性化に向けた取組を充実させる。

(3) 産業財産権の戦略的創造・保護・活用

① 地域企業の競争力強化に繋がる知財の戦略的創造

② 創造された知財の戦略的保護

③ 保護された知財の戦略的活用

① 地域企業の競争力強化に繋がる知財の戦略的創造

優れた知的財産は科学技術の振興があって初めて達成されることから、県内における科学技術振興を促進していく。また、研究開発戦略研究開発型中小企業にとって、自社の研究開発戦略を策定することが重要であることから、国の支援事業等を活用し、地域中小企業が自前の知財戦略を打ち立て、研究開発を戦略的に推進していくための環境を整備する。さらに、特許情報活用支援アドバイザーの活用により、自社や競合他社の特許情報等の知的財産情報を研究開発戦略に最大限に活用していくための支援策を充実していく。また、効果的な先行技術調査を支援するため、国の支援制度の周知を図るとともに、山口大学が開発・整備した特許情報検索システム（YUPASS）の活用体制

整備を検討する。

また、文科省、経産省の地域イノベーション創出のための提案公募型の産学公連携事業を積極的に活用し、県内での事業化を助成することで地域経済の活性化を図っていく。

知財価値評価・コンサル企業と連携して、成長支援企業の研究開発の初期段階でのパテントマップ作成に係る経費を助成し、戦略的研究開発を支援する。

新製品・新事業の創出に向けた研究開発を進めるために必要な試作開発経費等について、補助や融資などの資金支援を行っていく。

研究開発型中小企業が抱える技術的課題に対して、産業技術センターの総合的技術支援を行っていく。また、研究開発促進のため、産業技術センターの保有する最新鋭機器の開放や、依頼試験による技術支援を積極的に行っていく。

研究開発型ベンチャー企業等の研究活動を支援するための施設であるインキュベーション施設「新事業創造支援センター」が産業技術センターに隣接している地の利を活かして、入居企業の研究開発支援を強化していく。

また、企業の持続的成長に欠かせない優れた発明創出のためには、優れた発明を創造した発明者を評価し、適切に処遇していくことが重要であることから、企業内の職務発明規程の整備を促進する。

農林水産関係の知的財産については、農林総合技術センターなどの公設試験場が中心的な役割を担うことが多く、実用化までを見据えた研究開発の効率化のため、民間企業・大学等との連携を図るとともに、得られた知的財産の権利化を速やかにいき、また、種苗の増殖体制や技術の製品化を促進する。

- 科学技術の振興の促進
- 研究開発戦略策定支援・特許情報活用支援アドバイザー派遣事業
- 先行技術調査支援の充実・山口大学の特許情報検索システム（YUPASS）の活用検討
- 知財価値評価・コンサル企業との連携による初期段階での知財力分析
- （財）やまぐち産業振興財団による企業の研究開発戦略策定支援、研究開発資金補助
- 産業技術センターにおける研究開発と総合的技術支援の充実
- インキュベーション施設の設置による研究開発支援
- やまぐち型産業クラスターの形成の推進
- 企業内の職務発明規程の整備促進
- 実用化を見据えた、産学公連携による新品種・新技術の研究開発の推進

② 創造された知財の戦略的保護

現在、知財に関する総合的支援機関である知的所有権センター（やまぐち産業振興財団内）が県内中小企業・地域産業からの各種相談に対応しているほか、（社）発明協会山口県支部が県内6カ所で無料特許相談会（年間約80回）を実施しているところであるが、産業財産権に関連した相談ニ

ーズがさらに高度化、専門化することが予想されるため、(社)発明協会山口県支部所属の特許出願アドバイザーによる出願支援や、日本弁理士会との包括支援協定による知財支援等、知財に関する総合的、専門的な相談体制を強化する。

発明を保護する手段として、一般には特許権取得が想定されるが、出願公開により出願内容が海外からもアクセスしうる状態に置かれることや、特許権の効力が出願国内にしか及ばないというデメリットもあり、ノウハウ秘匿・営業秘密としてあえて権利化しない、という選択肢も重要になると考えられるため、このような観点から専門家によるアドバイスを提供する体制を構築する。

企業活動のグローバル化に伴い、海外での模倣品対策が重要になることから、海外特許・商標・意匠権出願相談会・セミナー等を実施する。

育成者権をはじめとした農林水産関連の知的財産権の戦略的保護に関する総合的支援体制を構築する。

○ 産業財産権の保護に関する総合的支援

- A) 日本弁理士会との連携による特定産業分野に特化した知財相談会の開催
- B) 出願アドバイザーの活用による知財の権利化支援
- C) ノウハウ秘匿等の特許権取得以外の手法の活用、不正競争防止法、実用新案登録出願の選択アドバイス
- D) 複数の知的財産権制度の活用支援
- E) 海外特許・商標・意匠権出願等国外向け戦略

○ 育成者権等の農林水産関連の知的財産権の保護に関する総合的支援

- A) 外部専門家（品種保護Gメン、弁理士等）と連携した、農業・畜産・林業関連の知財相談体制を農林総合技術センター内に構築
- B) 農水省や他県等との効果的連携による権利侵害の拡大防止措置
- C) 実施許諾先や関連機関に関係法令に基づく知的財産権である旨の表示要請
- D) 品種改良の基盤となる有用な遺伝資源、技術の改良発展につながる基盤技術の流出防止
- E) 現地適応性試験における権利化前の系統・発明に係る流出防止対策のため、契約手続きの義務化

③ 保護された知財の戦略的活用

特許庁・(独)工業所有権情報・研修館が推進する特許流通促進事業を継続し、特許流通アドバイザーの派遣を要請する。併せて、県外から県内企業への特許流通成約件数の増加を目指す。

さらに、県が推進する重点育成分野に関する特許流通を重点的に推進する。

また、同アドバイザーの活動を通じて、企業や大学等の休眠特許を活用した知財カーブアウト（大手企業が保有する技術や事業部門を切り出して新会社を作り、資金と経営ノウハウを提供して企業価値を高めること）による新規事業化を支援する。

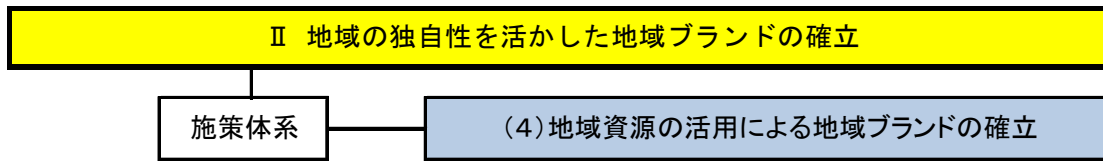
また、県内大学や県内公設試験場等の休眠特許の県内中小企業への技術移転件数を増加させる。

育成者権等の農林水産関係の知的財産が適切かつ有効に活用されるための体制を整備する。

中小企業の保有する知的財産を対象とした知財担保融資制度が確立されていない現状を受け、日本政策投資銀行との連携を模索し、中小企業の知的財産を専門業者に委託して価値評価を行い、中小企業への融資が行われやすい環境を整備する。また、知的財産に着目した制度融資についても検討していく。

- 特許流通アドバイザーの活用による企業の特許導入及び休眠特許を活用した知財カーブアウト支援
- 大学、研究機関、公設試験機関からの技術移転促進、企業同士のマッチング等促進
- 育成者権等の農林水産関係の知的財産が有効に活用されるための体制整備
 - A) 先進的な取り組み状況等の情報収集活動と広報誌等を通じたPR活動
 - B) 他県や関係機関との品種・技術の共有化や相互許諾の検討
 - C) 育成者と関係機関との連携体制を強化し、種苗確保体制などアフターフォローを含めた生産現場への普及定着・実用化
 - D) 許諾見込みがない権利等の活用のあり方検討

II 地域の独自性を活かした地域ブランドの確立



(4) 地域資源の活用による地域ブランドの確立

農水産物・加工品については、全農山口県本部や山口県漁業協同組合等における取組強化、産・学（大学・高専）・公（公設試）の連携による新商品開発、やまぐち農水産物需要拡大協議会等と連携した消費者へのPR・販売強化・販路拡大を図る。

また、農水産物・加工品等のブランド化に努める。さらに、旅行形態の変化や多様化する観光ニーズに適確に対応した、戦略的な観光PRと全国に誇れる魅力ある観光地づくりを計画的に進める。

「地域団体商標制度」の活用促進を図るとともに、県独自の認定制度による農水産物のブランド化の推進により、「やまぐちの野菜・果物」、「やまぐちの魚」及び「山口海物語」といった、県産の農水産物・加工品等全体のブランドイメージの底上げと特に優れた品についてトッランナー支援による高付加価値化を図る。

また、地域ブランドの取組の初期段階においては、知名度や販路が確立されていないことから、まずは「地産・地消」の取組推進により、県民一人ひとりの県産品の良さの実感が県内外への「口コミ」に拡大することを期待する。

さらには、地域団体商標を取得した県産品・サービスや県独自の認証制度により優れた県産品として認証された農水産物・加工品等について、県内外に対し積極的に情報発信を実施し、地域ブランドの知名度向上や販路拡大を支援する。

特に、首都圏をはじめとする県外都市部への販路拡大に向けた戦略的な情報発信を実施する。

権利者である団体が排他的に使用でき、当該団体による品質の維持・向上に向けた取組が求められる「地域団体商標制度」の活用促進を図るほか、適正な食品表示について周知を図り、事業者内部の品質管理に向けた意識啓発を進めるとともに、適正表示の指導・監視体制の強化等に取り組む。

地域ブランドによる地域産業振興には、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発と事業化が最終的に確立されることが必要となる。発掘された優れた地域資源を「売れる商品」に繋げていくためには、消費者への訴求力の高いデザイン・機能・性能を備えている必要があることから、公設試験機関等の技術支援を実施していく。さらに、完成した新製品を、関連機関との連携による適切なマーケティング戦略を踏まえて、販売を促進していく。

(4) 地域資源の活用による 地域ブランドの確立

①優れた地域資源の発掘・評価

②地域ブランドの育成

③地域ブランドの保護・管理

④新製品開発・新事業展開

① 優れた地域資源の発掘・評価

(i) 農水畜産物・加工品等

消費者に信頼される強いブランド作りのために、地域と歴史的、文化的、自然的に強く結びついた、高品質で独自性のある商品等を戦略的に発掘していく。

産・学・公の連携強化による新商品開発を推進する。

県産品振興奨励賞等、行政の表彰制度により優れた商品进行评估し、効果的なPRを実施していく。

- 高品質で独自性のある商品等の戦略的発掘
- 産・学・公の連携強化による新商品開発
- 行政の表彰制度による優れた商品の評価

(ii) 伝統工芸品

産地組合による県外工芸品展等への参加支援、全国規模の工芸品展の県内開催等、出展機会の拡大による認知度の向上と産地の活性化を図る。

商品に地理的・歴史的背景を表示する等、地域性、希少性、話題性、物語性等を付加することによるブランドイメージの強化に向けた取組を促進する。

「萩焼」「大内塗」「赤間硯」の3つの国指定の「伝統的工芸品」に加え、地元市町等との連携による伝統工芸品の掘り起こし、PRに努める。

県産品振興奨励賞等、行政の表彰制度により優れた商品进行评估し、効果的なPRを実施していく（再掲）。

- 出展機会の拡大支援
- ブランドイメージの強化に向けた取組促進
- 地元市町等との連携による伝統工芸品の掘り起こし、PR
- 行政の表彰制度により優れた商品进行评估（再掲）

(iii) 観光資源

魅力ある観光地づくりを進めるため、地域一体となった取組の強化と人材の育成を図る。

地域の特性を活かした「地旅（じたび）」の推進など、新たな観光素材の育成を図る。

- 地域一体となった取組の強化と人材の育成
- 新たな観光素材の育成

② 地域ブランドの育成

(i) 地域団体商標制度の活用促進

地元市町、事業者団体等を対象とした講習会・セミナーの開催等により、地域団体商標制度の普及啓発やブランド管理の徹底に向けた意識啓発等を図る。

出願アドバイザー等、既存の制度を活用し、商標権等の専門家による商標権検索・出願・取得・活用に向けた相談体制の充実を図る。

商標出願に際しては、周知性や地域と商品等との関連性に係る挙証資料等の提出が求められることから、出願代理人である弁理士はもとより、地元市町、商工会議所、商工会等との連携を強化し、商標取得に向けたサポート体制の構築を図る。

効果的なPRに資するため、伝統工芸品、観光資源等においても地域団体商標制度の活用を促進する。

- 地域団体商標制度講習会等の普及啓発等
- 出願アドバイザー等の活用による相談体制の充実
- 商標取得に向けたサポート体制構築
- 伝統工芸品、観光資源等における地域団体商標制度の活用促進

(ii) 農水産物・加工品等のブランド化の推進

県独自の農水産物・加工品等への認定制度のさらなる充実により、消費者にわかりやすい認定制度を整備する。

県独自の農水産物・加工品等のブランドの優位性の確保を図る。

- 消費者にわかりやすい認定制度の整備
- 農水産物・加工品ブランドの優位性の確保

(iii) 情報発信、販路拡大

地域ブランドのロゴマーク（ロゴタイプ）の効果的活用による認知度向上、ブランド力向上を図る。

ホームページ、メールマガジン等、情報発信媒体のさらなる充実を図る。

ブランド初期段階での認知度向上のため、地産地消の取組の充実・強化を進める。

テレビや旅行関係雑誌等、多様な媒体利用による、観光物産情報の効果的な県外情報発信を図る。

アンテナショップ「おいでませ山口館」のPR・運営体制の強化による、県外情報発信機能の充実・強化を図る。

全国に誇れる県産品を重点的に選定して首都圏等で戦略的なPRを展開する。

物産展でのPR機会の拡充、県外都市部のバイヤーを対象とした商談会の開催を進める。

- 地域ブランドのロゴマーク（ロゴタイプ）の効果的活用

- ホームページ、メールマガジン等の情報発信媒体の充実
- 地産地消の取組の充実・強化
- 多様な媒体利用による、効果的な県外情報発信
- アンテナショップ「おいでませ山口館」のPR・運営体制の強化
- 個別産品等の戦略的PR
- 物産展でのPR機会の拡充
- 県外都市部のバイヤーを対象とした商談会の開催

③ 地域ブランドの保護・管理

(i) 地域団体商標制度の活用促進（再掲）

地域団体商標を取得しても、商標の使用基準などがしっかりしていなければ、かえって消費者の信頼を失い、ブランドの価値を下げてしまう恐れもあることから、商標取得をひとつの契機として、商標の定義の明確化、商標使用のルール化、品質維持のためのチェック体制の構築等に向けた業界の取組を促進する。

- 商標の定義の明確化、商標使用のルール化、チェック体制の構築等に向けた業界の取組促進

(ii) 模倣品、類似品、商標冒認出願等の不正事例対策

外国における日本地名商標問題や模倣品問題に対応するため、関係機関との情報共有体制を構築し、戦略的な対策を講じる。

外国における日本地名商標問題に対応するため、県名・県内市町名が外国に不正に商標登録されていないかの情報収集に努めるとともに、地域ブランド化を進める地域名の外国商標出願が進められるための各種支援を実施する。

- 県名・県内市町名の外国商標登録状況に関する情報収集
- 地域ブランド化を進める地域名の外国商標出願のための各種支援
- ジェトロ等の関係機関との情報共有体制

(iii) 適正な産地表示

地域ブランドの保護に欠かせない「食の安心・安全の確保」に向けた取組を強化する。

- 適正な食品表示、事業者内部の品質管理に関する意識啓発
- 適正表示の監視・指導の強化

④ 新製品開発・新事業展開

(i) 新製品開発に向けた産学公連携の強化

発掘された優れた地域資源を「売れる商品」に繋げていくため、消費者への訴求力の高いデザイン・機能・性能を備えた商品づくりを、公設試験機関等の技術支援の下に推進する。

- 公設試験機関等によるデザイン、機能、性能等の技術支援

(ii) 新事業展開に向けた産学公連携の強化

完成した新製品を、関連機関との連携による適切なマーケティング戦略を踏まえて、販売を促進していく。

- 関連機関との連携によるマーケティング戦略
- 関連機関との連携による販路拡大支援

(iii) 新製品・新技術の研究開発の支援

地域資源を活用した中小企業者の新規創業や新事業展開の助成を行う。

- (財)やまぐち産業振興財団による新製品開発及び新商品開発への助成制度（創業・新事業支援助成金）